

妙高市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和3年6月30日

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫

妙高市監査委員 横 尾 祐 子

- 1 監査等の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象【公の施設の指定管理者】
 - ① 大字関川振興協議会、生涯学習課
(令和元年度 関川関所道の歴史館の指定管理に関する事務 ※所管課の事務を含む)
 - ② 大字関川振興協議会、福祉介護課
(令和元年度 妙高高原ふれあい会館の指定管理に関する事務 ※所管課の事務を含む)
- 3 監査の着眼点 (評価項目) 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 5 監査の実施期間 令和3年3月1日 ～ 令和3年6月29日
- 6 監査の日程
 - (1) 書類審査 令和3年3月25日～令和3年4月28日
 - (2) 事情聴取 令和3年5月28日

7 監査の結果

公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

指定管理の概要は次のとおりである。

【関川関所道の歴史館】

- ① 指定管理者として指定する期間は平成29年4月1日から令和3年3月31日までである。
- ② 主に市からの指定管理料と入館料収入などにより管理運営している。
- ③ 指定管理に関する主な業務は次のとおりである。
 - ・ 歴史館入館及びその制限等に関する業務
 - ・ 施設の入館料の徴収等に関する業務
 - ・ 施設の管理運営に関する業務
 - ・ 施設及び附属設備の維持管理に関する業務 他
- ④ 施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市大字関川272番地
建物概要	道の歴史情報館 鉄骨造2階建て 敷地面積：6,645.98㎡ 建築面積：341.51㎡、延床面積：458.33㎡
施設概要	関川の関、道の歴史情報館、御宿せきがわ、関川宿街、一の橋、 駐車場、トイレ

※上記の施設概要は当該施設に係る「妙高市関川関所道の歴史館の管理に関する基本協定書」より転記。

【妙高高原ふれあい会館】

- ① 指定管理者として指定する期間は平成29年4月1日から令和3年3月31日までである。
- ② 主に市からの指定管理料と利用料収入などにより管理運営している。
- ③ 指定管理に関する主な業務は次のとおりである。
 - ・ 会館の利用及びその制限等に関する業務
 - ・ 会館の利用料金の徴収等に関する業務
 - ・ 会館の管理運営に関する業務
 - ・ 会館及び附属設備の維持管理に関する業務 他
- ④ 施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市大字関川2400番地7
建物概要	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下1階 地上2階建て 敷地面積：6,538.71㎡、 建築面積：793.05㎡、延床面積：1,465.41㎡
施設概要	第1会議室、第2会議室、大浴場、小浴場、テニスコート2面、 休憩室（20畳×1部屋、10畳×8部屋、8畳×4部屋）

※上記の施設概要は当該施設に係る「妙高市妙高高原ふれあい会館の管理に関する基本協定書」より転記。